

可燃ごみ

可燃ごみを出す前に、今一度資源物や粗大ごみ等ではないか確認してから出してください。また、下記のとおり草・木・枝も分別をすることで資源となりますので、可燃ごみの減量化にご協力をお願いします。

出す場所

可燃ごみ収集所に出してください。(収集日は2ページをご覧ください。)
可燃ごみは、海老名市にある焼却施設で燃やして処理をします。

草・木・枝の分別について

綾瀬市では、環境負荷の軽減と焼却施設の延命手段の1つとして、ご家庭のお庭などで掃除された草や木、枝類を焼却処分せずに資源化しています。

可燃ごみ収集とは別に分離収集をしています

可燃ごみ収集車とは別の収集車が可燃ごみ収集所に出されている草や木、枝を収集しています。収集後は、焼却施設へ搬入せず、資源化施設へ搬入しています。



可燃ごみ収集所の脇に草や枝を置く(土・砂は取り除く)



草や枝のみ回収→資源化

草や木、枝を出すときの注意点

- 草や木、枝も可燃ごみと同様に収集しておりますので、今までどおり、8時30分までに出してください。なお、リサイクルプラザへの直接持ち込みはできません。
- 草や木、枝を入れた袋の中に「作業中に使った手袋」や「生ごみ」などは入れないでください。(資源化できず、焼却処分となってしまいます。)
- 草などについた土や砂は取り除いてください。
- 切り株や幹、丸太は収集できません。取扱業者へ。

剪定枝の戸別収集について(要予約)

【収集できる枝・束の基準について】

- ・長さ1m以内、太さ10cm以内の枝。
ひもで縛って、束ねた太さが30cm以内。
- ・1度に出せるのは5束までです。
- ・葉がついていても収集します。
- ・屋外の運びやすい場所に出してください。

【収集できないもの・注意点】

- ・基準の大きさを超えたものは収集できません。
- ・シュロ、毒性のある枝、つる性樹木は収集できません。
- ・角材や木の棒は混入しないでください。
- ・事業や農業で出たもの、業者に剪定を依頼して出たものは収集できません。
取扱業者に収集を依頼してください。
- ・落ち葉や雑草は、袋に入れて可燃ごみの日に出してください。

無料で戸別収集します。
電子申請か
リサイクルプラザ
(0467-76-9522)まで
お申し込みください。



リサイクルプラザで未利用食品を集めています!

ご家庭で賞味期限切れや、食べる予定のない食品を回収して、ごみとして処理せずに資源化(堆肥化)しています。対象の食品がある場合は、直接リサイクルプラザへお持ち込みください。

回収
対象

レトルト食品、缶詰、カップ麺、乾燥麺、お菓子など
(液体の食品は、お持ち込みできません。)



その他の可燃ごみ

生ごみ：調理くず、残飯、貝殻など

革製品：かばん、靴、ベルトなど

その他：座布団、まくら、スニーカー、スリッパ、ゴムホース など



リサイクルプラザへの直接持ち込みはできません。
必ず地域の収集所に分別して出してください。

注意事項

- 透明・半透明の袋で出してください。
- 生ごみは、十分に水を切ってから出してください。
- 花火、使い捨てカイロは、水に浸してから出してください。
- 資源となる金属類等は、可能な限り、取り外してください。
- ペットのフンは、トイレに流してください。
- 使い捨てライターは、ガスを使い切ってビニール袋に入れて出してください。



可燃
ごみ

入れ歯リサイクル事業

市では、NPO 法人日本入れ歯リサイクル協会との協働で、不要入れ歯の回収事業を行っています。この事業は同協会が不要入れ歯に使われている貴金属を精製し、収益金の40パーセントを市民活動推進基金と日本ユニセフ協会に、それぞれ寄付するものです。

●入れ歯を回収ボックスに寄付する方法

- ①熱湯をかけて消毒するか、入れ歯洗浄剤で洗浄してください。
- ②ビニール袋に入れ、回収ボックスに投入してください。

●入れ歯回収ボックス設置場所

・市役所(1階案内付近)、綾北福祉会館、保健福祉プラザ

※入れ歯以外にもクラウン、ブリッジ、インレーなど小さな義歯も寄付できますが、金属の付いていない入れ歯は回収できません。

問い合わせは、市民活動推進課 TEL 0467-70-5640

粗大ごみ



収集所には出せません。

粗大ごみで出す前にリユース（再使用）を考えてみませんか？

綾瀬市では、株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、リユースプラットフォーム「おいくら」を通じたリユース（再使用）の推進を行っています。

申し込み方法：「おいくら」の申し込みフォームより申し込み

「おいくら」のメリット



- ・処分費を払わずに売却できる場合がある
- ・自分では運べないような大型品も売却対象
- ・出張買取では、自宅まで買取に来てくれる
- ・土日祝日や最短当日中に売却できる場合がある

※再販できる品物が買取の対象となりますので、すべての品物をお引き取りできるわけではありません。
※「おいくら」の利用に関するお問い合わせは「おいくら」サービスカウンター（専用サイト）までお問合せください（綾瀬市では、「おいくら」のサービスに関することにお答えすることはできません）。

粗大ごみの出し方について

家具や布団など、ごみ分別表（19 ページ以降参照）の区分が「粗大ごみ」となっているものが、対象の品目となります。

また、分別表に記載のない場合は、一辺または直径が 50cm 以上 2 m 未満のものを基準としますが、特殊なものは、リサイクルプラザ（0467-76-9522）までお問い合わせください。

2 m 以上のものは原則出せませんが、分解、折りたたむなどをして小さくなれば出すことができる場合があります。

出し方

（14ページ参照）

方法① 戸別収集

方法② リサイクルプラザへ直接持ち込み



2個で1セットとして出せるもの

例：椅子（いす）2脚で1セット
布団2枚で1セット など

※1個の料金が半額になるわけではありません。

※椅子（いす）と布団で1セットにはなりません。



方法① 戸別収集

- ★ リサイクルプラザへお電話または電子申請(下記の二次元コード)にてお申込みください。

・電話 0467-76-9522

受付時間 8:30 ~ 17:00

(祝日の月曜日と年末年始を除く)



粗大ごみ
綾瀬 太郎

貼付記入例

- ★ 収集日(予約制)

・月曜日～金曜日(祝日と年末年始を除く)

- ★ 注意事項

- ・収集時間の指定はできません。
- ・収集日の午前 8 時 30 分までに「粗大ごみ」と氏名を書いた紙を貼り、屋外の収集しやすい場所に出してください。紙を貼ってないものは収集できません。
- ・1 回に申し込める点数は、5 点までです。
- ・アパートやマンションにお住まいの方は、必ず 1 階の収集しやすい場所まで下ろしてください。
- ・当日の変更、キャンセルは原則受付できません。前日の午前中までにご連絡ください。
- ・引越に伴う粗大ごみの戸別収集については、必ず立会が必要となります。余裕をもって早めにご予約ください。

- ★ 手数料は1点につき、700円です。

- ①収集日当日、現地で支払い、
- ②後日送付の納入通知書により金融機関またはリサイクルプラザでの支払い、
- ③電子決済にてお支払いください。

方法② 直接持ち込み

- ★ リサイクルプラザ(綾瀬市吉岡1643番地1)までお持ち込みください。

・受付時間 火曜日～土曜日 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00 (年末年始を除く)

- ★ 注意事項

- ・住所が確認できる証明書(運転免許証等)をご持参の上、本人が持ち込んでください。
- ・貨物自動車運送事業用(緑ナンバー、黒ナンバー)や最大積載量が2トンを超える車両での搬入はできません。

- ★ 手数料は1点につき、300円です。

・受付時に券売機でお支払いください。

粗大ごみ以外のリサイクルプラザへの直接持ち込みについて

- ・プラスチック、資源物と無価値物の持ち込みもできます。必ず分別してから持ち込みをお願いします。
- ・住所が確認できる証明書(運転免許証等)をご持参の上、本人が持ち込んでください。
- ・搬入するときは必ず係員の指示に従い、ご自身で車から搬入物を降ろしてください。
- ・可燃ごみの搬入はできません。必ず地域の収集所に出してください。

家電リサイクル法対象品目の出し方

テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機などの出し方について

家電リサイクル法対象品目(※)は、家電リサイクル法に基づき、回収品目やサイズによってリサイクル料金が必要となります。出し方は以下の3つから選択して、出してください。

※テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機など

方法① 新しいものに買い替えし、お店に引き取ってもらう

家電量販店などで、新しいものに買い替えをする場合は、原則、商品を購入する店が引き取りを行うことになっていますので、商品を購入するときは、お店に依頼をしてください。買い替えをするお店で引き取りしていない場合は、(捨てるものを)購入したお店で引き取りをしてくれる場合があります。

方法② 家電リサイクル券を購入し、指定引取場所へ出す

郵便局で家電リサイクル券を購入し、以下のメーカー指定引取場所へ直接持ち込んでください。

会社名	住所	電話
トナミ首都圏物流(株)	海老名市門沢橋6-8-41	046-237-2021
(株)サトウ リサイクル部門	茅ヶ崎市萩園1075	0467-84-6785
東亜物流(株)神奈川営業所	横浜市瀬谷区五貫目町21-5	045-620-5618
西濃運輸(株)	茅ヶ崎市萩園3886番地 ESR茅ヶ崎ディストリビューション センター 1階	0467-87-1305

リサイクル費用に関するお問い合わせは、**家電リサイクル券センター**：TEL 0120-31-9640
または、**ホームページ**：<https://www.rkc.aeha.or.jp/>
までお問い合わせください。

方法③ 家電リサイクル回収の専門業者へ依頼する

綾瀬市では、リネットジャパンリサイクル株式会社、SGムービング株式会社と協定を結び、パソコンや小型家電、家電リサイクル法の対象となる大型家電の自宅回収サービスをご案内しています。以下のお問い合わせ先から回収及び処分を依頼することができます。

※リサイクル料金と収集運搬料金がかかる有料サービスとなります。

お問合せ先

- 大型の家電製品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなど)
SG ムービング株式会社
電話 0570-056-006 (対応可能時間 10:00 ~ 17:00)
- 上記以外の家電製品
リネットジャパンリサイクル株式会社
電話 0570-55-0124 (対応可能時間 10:00 ~ 17:00)

WEBでのお手続きは、こちらから
<https://www.renet.jp/sg-renet/>



パソコンの出し方

不要なパソコン、小型家電を宅配便で回収しています

綾瀬市では、小型家電リサイクル法認定事業者のリネットジャパンリサイクル(株)と協定を結び、パソコン・小型家電を“便利”に“かんたん”に回収できる宅配便リサイクルの活用を推進しています。



申し込みについて

下記お問い合わせ先または、二次元コードより申し込み
※宅配に必要なダンボールはご自身でご用意ください。

リネットジャパンへのお問い合わせ

電話 0570-085-800 (対応可能時間 10:00～17:00)
メール call@renet.jp



上記以外のパソコンの出し方について

- ★ メーカーのわかるパソコンについては、各メーカーに直接回収の窓口へお問い合わせください。
- ★ メーカーのわからないパソコン、自作のパソコンについては(一社)パソコン3R推進協会へお問い合わせください(リサイクル料金がかかります)。

お問合せ先 パソコン3R推進協会

電話:03-5282-7685 ホームページ:<https://www.pc3r.jp>

※ご自身でパソコンを分解した場合は、お引き取りできない場合がありますのでご注意ください。

消火器の出し方

消火器の処分は(一社)日本消火器工業会が行っています。市内の特定窓口に引き取りを依頼するか、直接特定窓口に持ち込む方法があります。

お問合せ

お近くの取り扱い窓口は消火器リサイクル推進センターホームページ:<https://www.ferpc.jp> または電話 03-5829-6773 にお問い合わせください。

オートバイ(二輪車)の出し方

国内メーカー等16社が国内で販売したバイクは、「二輪車リサイクルシステム」で処分してください。
※運搬費用が必要な場合があります。

お問合せ

詳しくは、二輪車リサイクルコールセンターへお問い合わせください。
二輪車リサイクルコールセンター:050-3000-0727
受付時間 9:30～17:00(土日祝日、年末年始等を除く)

市では収集・処分できないもの

排出禁止のごみ

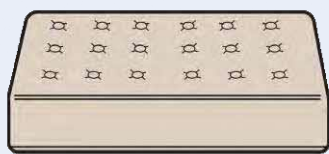


以下のものを出さないでください。

市では収集及び処分できません。収集所へ出すことはできません。
取扱業者へ処理を依頼してください。

処理困難物

スプリングマットレス



自動車部品(タイヤ等)



その他

ピアノ、耐火金庫、バッテリー、塗料、ボウリングの玉、灯油等の燃料、機械用油、畳、流し台、洗面台、浴槽、便器、給湯器、ソーラーシステム、ボイラー、幹、切り株、石、コンクリート、ブロック、土砂、レンガ、セメント、灰、七輪、仏壇、神棚、位牌、ウォーターサーバー など

有害物

劇薬・農薬類



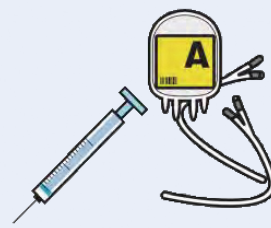
危険物

ガスボンベ・
ボイラー



医療系 廃棄物

注射針等



※在宅医療系廃棄物は除く。

事業系ごみ(事務所、飲食店、工場、農業等のごみ)について

建築廃材や金属くずなどの産業廃棄物、会社で使用した紙くずなどの一般廃棄物は

大きさや種類にかかわらず、地域の収集所へは出せません。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任において、自己処理(適正処理)をしなければなりません。

処理については、ごみの種類に応じて産業廃棄物処理業者や一般廃棄物処理業者に依頼してください。

お問合せ先

産業廃棄物の内容全般に関すること	県・資源循環推進課	045-210-1111
	県央地域県政総合センター 環境部環境調整課	046-224-1111
処理業者に関すること	神奈川県産業資源循環協会	045-681-2989
事業系一般廃棄物に関すること	市・リサイクルプラザ	0467-70-5667

ごみの不法投棄について

- 道路や空き地などにごみを捨てることは犯罪です。法律により罰せられます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、個人の不法投棄に対して**5年**以下の懲役もしくは、**1000万円**以下の罰金、またはその両方が科せられ、法人の不法投棄に対しては**3億円**以下の罰金刑が科せられることが規定されています。

- 不法投棄を見つけたら**110番**通報をするか、市または県の各所管部署までご連絡ください。

連絡先

道路上に不法投棄をされたとき(市道)	市・道路管理課	0467-70-5630
道路上に不法投棄をされたとき(県道)	厚木土木事務所東部センター	0467-79-2800
公園に不法投棄をされたとき	市・みどり公園課	0467-70-5627

※分別ルールを守らずにごみ収集所に捨てられたものは「ルール違反ごみ」となりますので、回収を依頼する場合は、**市・リサイクルプラザ(0467-76-9522)**までご連絡ください。

※私有地に不法投棄をされた場合は、市では不法投棄物を回収できませんので、**110番**通報し、土地所有者などの責任において不法投棄物の処理をしてください。

不法投棄防止のための看板を市で配布しておりますので必要な場合は**市役所4階の環境保全課(0467-70-5619)**までお越しください。

猫などの動物死体について

- 路上などで死んでいる野良猫などについては、市の委託業者が回収しています。

回収を希望する場合は、**市・リサイクルプラザ(0467-76-9522)**までご連絡ください。

年末年始につきましては、**綾瀬市役所(0467-77-1111)**までご連絡ください。

※回収依頼をするときは、必ず回収場所の住所などを正確に伝えてください。

- 家庭で飼っていた動物は回収できませんので、民間の動物霊園などにお問い合わせください。